

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第12期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
【英訳名】	Universal Solution Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 浩行
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青木 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青木 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	1,703,652	1,341,210	1,076,992	3,508,033	2,512,169
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	41,691	△119,380	△319,865	227,939	△327,856
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失 (△) (千円)	27,253	△66,768	△324,237	117,158	△363,383
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	842,800	915,900	915,900	915,900	915,900
発行済株式総数 (株)	17,578	58,734	58,734	19,578	58,734
純資産額 (千円)	1,384,295	1,583,181	962,329	1,649,949	1,286,566
総資産額 (千円)	2,222,949	2,275,235	1,728,481	2,534,909	1,989,922
1株当たり純資産額 (円)	78,751.56	26,955.11	16,384.54	84,275.7	21,904.97
1株当たり中間(当 期)純利益金額又は1 株当たり中間(当期) 純損失金額(△) (円)	1,671.77	△1,136.79	△5,520.44	6,592.65	△6,186.93
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	—	—	—	6,503.72	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.3	69.6	55.7	65.1	64.7
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	176,575	155,509	△146,071	190,835	138,730
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	△152,597	△169,998	△89,189	△515,363	△267,722
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	189,535	△48,541	31,805	294,997	△125,208
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,135,646	829,573	434,946	892,602	638,401
従業員数 (外、平均臨時雇用人 員) (人)	66 (19)	80 (11)	89 (11)	74 (18)	74 (10)

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 平成18年4月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
- 4 第10期中の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
また、第11期中、第11期及び第12期中の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。
- 5 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（名）	89（11）
---------	--------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格高騰等の逆風要因を抱えながらも、好調な企業収益を背景にした設備投資の増加や雇用情勢の改善など堅調な拡大傾向にありました。

I T業界全体では、国内の家庭用パソコン普及率（2人以上世帯、内閣府「消費動向調査」）が平成15年以降60%を越えており、平成19年には初めて70%に達し、ここに来て普及率の上昇が鈍ってはいるものの、携帯電話など代替端末も増えていることからI Tの普及は引き続き増大傾向を続けております。また、I T業界の中でも、I Tアウトソーシング事業の市場は引き続き急成長している分野であります。情報インフラについては、地上波デジタル化の影響もあり光ファイバー網加入者の増加を中心にますます大容量・高速化も著しく進み、ブロードバンド接続は標準となりつつあります。

このような環境下、当中間会計期間におきましては前期のマイナス基調から脱却すべく、主力のソリューションシステムアウトソーシング事業の新規顧客獲得、介護ソリューション事業の販路拡大、セキュリティ関連事業の基盤構築に尽力してまいりました。また、eコマース事業に関しましては新たな商材・販路開拓により売上を伸ばしております。

ソリューションシステムアウトソーシング事業に関しましては、上期において有力顧客との新規契約や、既存顧客に対するASPソフトウェアのライセンス販売[*1]など、業績回復に向けて推移しております。また、8月に発表いたしました次世代POS「APOS」[*2]は日本IBM株式会社とのタイアップのもと11月末の初出荷に向けて着々と準備を進めており、本格的業績回復に向けて体制を整えつつあります。

介護ソリューション事業に関しましては、大口顧客へのライセンス販売などがある一方で販路開拓の進捗が大幅に遅れており、今後も最重要課題として取り組みを継続いたします。また、より良い介護社会の実現に貢献するために、介護関係者、医療関係者との幅広いタイアップにより、さらに充実したサービスラインアップを進めております。

セキュリティ関連事業に関しましては、まずはセグメント別のニーズの発掘を行っており、その中で他社のサービスに対する、セキュリティ強化オプションとしての製品ポジションを開拓する事ができました。これにつきましては下期以降漸次製品化を行う予定です。

eコマース事業に関しましては新たな商材の発掘と販路開拓により、期初予想を上回る売上、利益を上げております。

また、当中間会計期間より売上拡大のための施策として開始いたしましたASPソフトウェアのライセンス販売による売上について、当社としては、当中間会計期間に売上計上する予定としておりましたが、当社監査法人との協議の結果、売上の計上時期ならびに計上方法について、さらに協議を継続し、下期以降において確定させた後に計上することが妥当であるとの結論に達したため、当中間会計期間においては売上計上しない事といたしました。これにより売上、利益ともに期初予測を下回る結果となりました。

この結果、当中間会計期間における売上高は、1,076,992千円（期初予想比18.7%減）となりました。利益面では、売上総利益は70,396千円（同78.7%減）、経常利益△319,865千円（期初予想額161,179千円減）、中間純利益は、△324,237千円（同163,851千円減）となりました。

事業部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

ASP事業においては、売上高が558,932千円（同37.5%減）、売上総利益は21,085千円（同92.6%減）と減益となりました。

eコマース事業に関しまして、売上高は518,060千円（同20.4%増）と増益となり、結果、売上総利益は49,310千円（同4.0%増）の増益となりました。売上総利益率に関しましては9.5%（同1.5ポイント減）と減少しております。

〔*1〕 ASPソフトウェアのライセンス販売とは、従来ASP方式で提供していた各種業務ソフトウェアをライセンス方式で提供する販売形態のことをいいます。ASP方式の場合、他のお客様との共有アプリケーション部分が存在するため、お客様からカスタマイズのご要望があっても完全にはお応えすることができませんでした。これに対して、ライセンス方式の場合、お客様専用のシステムとなりますので、完全にお客様のご要望どおりにカスタマイズし、お客様固有のシステムを構築することが可能となります。これによって、お客様は従来よりも一層柔軟かつオリジナルなソリューションシステムとして利用することが可能となります。

〔*2〕 「APOS」とは、お客様情報と会計情報を連動させ、特定のお客様の来店履歴・飲食履歴を参照しながら予約ができる、予約状況・卓状況をリアルタイムに把握しながら席を案内するといった一連の連携機能により、現在のサービスクオリティを維持・向上させることはもちろんのこと、より効率的にワンランク上のサービスを行う事が可能となる外食産業向けの次世代POSです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローについては、営業活動により146,071千円使用、投資活動により89,189千円使用、財務活動により31,805千円獲得し、その結果使用した資金は203,455千円となり、当中間会計期間末残高は434,946千円（前年同期比47.6%減）となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果使用した資金は、146,071千円（前年同期は155,509千円の獲得）となりました。これは主に売上債権の減少20,646千円、仕入債務の減少19,671千円、未払金の減少16,242千円及び前払費用の減少85,221千円などによるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果使用した資金は、89,189千円（前年同期は169,998千円の使用）となりました。これは主に、ソフトウェアの取得による支出57,594千円及びソフトウェアの製作による支出30,433千円などによるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果獲得した資金は、31,805千円（前年同期は48,541千円の使用）となりました。これは主に短期借入金による収入100,000千円及び未払金の返済による支出61,222千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社はASP事業及びeコマース事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

当社が行うASP事業及びeコマース事業は、提供するサービスの性格上、受注生産という概念の意義が薄いため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高（千円）	前年同期比（％）
ASP事業	558,932	△16.6
eコマース事業	518,060	△22.8
合計	1,076,992	△19.7

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
(株)コスト・イズ	182,060	13.5	147,181	13.7
(株)レストラン・エクスプレス	116,127	8.7	129,419	12.0
(株)レインズインターナショナル	172,163	12.8	97,562	9.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社の基幹事業であるASP事業のソフトウェア開発に係る研究開発活動は従来より行なわれており、研究開発活動に直接携わる研究員の人件費を8,699千円計上しております。

具体的な活動としては、ユニバーサルプラットフォーム上に導入すべきミドルウェアの発掘・研究を行うことで、システムサービスレベルの向上に努めております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	234,936
計	234,936

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月21日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,734	58,734	ジャスダック証券取引所	—
計	58,734	58,734	—	—

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。
（平成16年3月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	410 （注）1	410 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,230 （注）1	1,230 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	52,818	52,818
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 52,818 資本組入額 26,409	発行価格 52,818 資本組入額 26,409
新株予約権の行使の条件	（注）6	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権被付与者のうち、監査役1名の退任により、新株予約権の個数が10個、新株予約権の目的となる株式の数が10株、それぞれが減少しております。

2 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率

3 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 4 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

6 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、権利行使時においても当社の取締役または社員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社関連会社などへの移籍その他正当な理由がある退職の場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。但し、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7 新株予約権の取得事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、注6(1)記載の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	450	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	140	140
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350	1,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	35,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってよいものとする。
- 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が注5(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	35	35
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	35,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- 新株予約権の行使の条件
 - 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
 - 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
 - その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が注5(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	58,734	—	915,900	—	522,950

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ApaxGlobisJapanFund, L.P. (常任代理人 東西総合法律事務 所 弁護士立石則文)	c/o APAX GLOBIS LLC, 445 PARK AVENU E NEW YORK, NEW YORK 10022 (東京都千代田区紀尾井町3-28 紀尾 井町Kビル)	12,606	21.462
株式会社ベンチャー・リンク	東京都台東区寿2丁目1-13	10,650	18.132
山口 浩行	岡山県岡山市	9,900	16.855
株式会社インテック	富山県富山市牛島新町5-5	2,400	4.086
三菱電機インフォメーションシス テムズ株式会社	東京都港区芝浦4丁目13-23	1,800	3.064
株式会社ネクストジャパンホール ディングス	大阪府吹田市豊津町8-7 宝ビル5階	1,590	2.707
ユニバーサルソリューションシス テムズ株式会社従業員持株会	東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森 ビル17階	538	0.915
安岡 博之	東京都中野区	301	0.512
六反田 靖	東京都葛飾区	300	0.510
古本 裕二	埼玉県上尾市	300	0.510
株式会社レストラン・エクスプレ ス	東京都港区三田3丁目5-27 住友不動 産三田ツインビル西館18階	300	0.510
計	—	40,685	69.270

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 58,734	58,734	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	58,734	—	—
総株主の議決権	—	58,734	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	29,300	23,980	26,590	22,600	21,100	15,600
最低 (円)	18,500	18,000	19,850	19,000	14,710	9,680

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の変動は、以下のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	営業本部長	古本 裕二	平成19年9月30日

(3) 役職の変動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、優成監査法人による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産	※1						
1 現金及び預金		829,573		434,946		638,401	
2 売掛金		300,131		269,394		290,040	
3 貯蔵品		10,260		10,063		10,066	
4 前払費用		86,375		66,825		90,854	
5 繰延税金資産		72,963		—		—	
6 未収入金		24,839		21,853		—	
7 その他		9,971		7,573		35,932	
貸倒引当金		△29,870		△29,629		△28,212	
流動資産合計		1,304,244	57.3	781,028	45.2	1,037,083	52.1
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物	32,482		32,482		32,482		
減価償却累計額	4,359	28,122	8,308	24,173	6,461	26,020	
(2) 構築物	237		237		237		
減価償却累計額	131	106	148	89	140	97	
(3) 工具器具備品	48,555		50,017		49,380		
減価償却累計額	31,324	17,230	36,456	13,561	34,251	15,129	
有形固定資産合計	45,460	2.0	37,824	2.2	41,247	2.1	
2 無形固定資産							
(1) のれん	36,000		12,000		24,000		
(2) ソフトウェア	479,782		508,182		495,744		
(3) 電話加入権	1,624		1,624		1,624		
(4) その他	125		100		112		
無形固定資産合計	517,532	22.7	521,907	30.2	521,481	26.2	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	250,785		250,785		250,785		
(2) 従業員長期貸付金	422		422		422		
(3) 長期前払費用	54,655		41,790		42,954		
(4) 繰延税金資産	2,419		—		—		
(5) 敷金・保証金	93,689		93,215		93,293		
投資その他の資産合計	401,973	17.7	386,214	22.3	387,456	19.5	
固定資産合計	964,965	42.4	945,946	54.7	950,185	47.7	
III 繰延資産							
1 新株発行費	4,491		1,507		2,654		
2 社債発行費	1,533		—		—		
繰延資産合計	6,024	0.3	1,507	0.1	2,654	0.1	
資産合計	2,275,235	100.0	1,728,481	100.0	1,989,922	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		170,439		158,163		177,835	
2 短期借入金		—		100,000		—	
3 1年内返済予定長期借入金		33,944		13,944		13,944	
4 未払金		149,896		183,118		194,106	
5 未払費用		9,905		9,740		8,645	
6 未払法人税等		3,884		3,118		3,384	
7 預り金		5,693		6,329		5,054	
8 賞与引当金		20,057		23,974		20,703	
流動負債合計		393,821	17.3	498,389	28.8	423,673	21.3
II 固定負債							
1 社債		200,000		200,000		200,000	
2 長期借入金		15,140		1,196		8,168	
3 退職給付引当金		5,945		5,711		6,537	
4 その他		77,147		60,856		64,977	
固定負債合計		298,232	13.1	267,763	15.5	279,682	14.1
負債合計		692,053	30.4	766,152	44.3	703,355	35.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		915,900	40.3	915,900	53.0	915,900	46.0
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		522,950		522,950		522,950	
資本剰余金合計		522,950	23.0	522,950	30.3	522,950	26.3
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		144,331		△476,520		△152,283	
利益剰余金合計		144,331	6.3	△476,520	△27.6	△152,283	△7.7
株主資本合計		1,583,181	69.6	962,329	55.7	1,286,566	64.7
純資産合計		1,583,181	69.6	962,329	55.7	1,286,566	64.7
負債純資産合計		2,275,235	100.0	1,728,481	100.0	1,989,922	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高		1,341,210	100.0	1,076,992	100.0	2,512,169	100.0
II 売上原価		1,052,814	78.5	1,006,596	93.5	2,049,360	81.6
売上総利益		288,396	21.5	70,396	6.5	462,808	18.4
III 販売費及び一般管理費		401,757	30.0	387,050	35.9	778,917	31.0
営業損失		113,360	△8.5	316,654	△29.4	316,109	△12.6
IV 営業外収益	※1	133	0.0	1,152	0.1	1,049	0.0
V 営業外費用	※2	6,153	0.4	4,362	0.4	12,796	0.5
経常損失		119,380	△8.9	319,865	△29.7	327,856	△13.1
VI 特別利益	※3	13,311	1.0	—	0.0	4,229	0.2
VII 特別損失	※4	83	0.0	2,629	0.2	2,044	0.1
税引前中間(当期)純損失		106,152	△7.9	322,494	△29.9	325,671	△13.0
法人税、住民税及び事業税		1,666		1,742		3,378	
法人税等調整額		△41,051	△39,384	△2.9	—	1,742	0.2
中間(当期)純損失		66,768	△5.0	324,237	△30.1	34,332	37,711
						363,383	△14.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	915,900	522,950	211,099	1,649,949	1,649,949
中間会計期間中の変動額					
中間純損失	—	—	△66,768	△66,768	△66,768
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	△66,768	△66,768	△66,768
平成18年9月30日 残高 (千円)	915,900	522,950	144,331	1,583,181	1,583,181

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日 残高 (千円)	915,900	522,950	△152,283	1,286,566	1,286,566
中間会計期間中の変動額					
中間純損失	—	—	△324,237	△324,237	△324,237
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	△324,237	△324,237	△324,237
平成19年9月30日 残高 (千円)	915,900	522,950	△476,520	962,329	962,329

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	915,900	522,950	211,099	1,649,949	1,649,949
事業年度中の変動額					
当期純損失	—	—	△363,383	△363,383	△363,383
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	△363,383	△363,383	△363,383
平成19年3月31日 残高 (千円)	915,900	522,950	△152,283	1,286,566	1,286,566

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純損失 (△)		△106,152	△322,494	△325,671
減価償却費		77,265	94,802	165,615
新株発行費償却		1,804	1,147	3,641
社債発行費償却		1,533	—	3,066
リース解約損		—	2,629	1,960
固定資産除却損		83	—	83
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		△13,311	1,417	△14,969
賞与引当金の増加額 (△減少額)		△1,180	3,270	△534
退職給付引当金の増 加額 (△減少額)		△1,029	△826	△437
受取利息及び受取配 当金		△82	△546	△475
支払利息		2,815	3,215	6,088
売上債権の減少額 (△増加額)		410,460	20,646	420,550
たな卸資産の減少額 (△増加額)		△10,260	2	△10,066
仕入債務の増加額 (△減少額)		△182,646	△19,671	△175,250
未払金の増加額 (△減少額)		150,700	△16,242	156,611
前払費用の減少額 (△増加額)		—	85,221	—
その他の資産の減少 額 (△増加額)		△78,180	6,505	13,327
その他の負債の増加 額 (△減少額)		△28,499	2,098	△30,872
小計		223,321	△138,825	212,669
利息及び配当金の受 取額		82	546	475
利息の支払額		△2,831	△3,420	△6,091
リース解約による支 出		—	△2,629	△1,549
法人税等の支払額		△65,062	△1,742	△66,774
営業活動によるキャ ッシュ・フロー		155,509	△146,071	138,730

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△18,416	△1,240	△19,358
ソフトウェアの取得による支出		△124,099	△57,594	△198,731
ソフトウェアの製作による支出		△27,722	△30,433	△50,280
貸付金の回収による収入		63	—	74
敷金・保証金の減少額 (△増加額)		—	78	573
その他		177	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△169,998	△89,189	△267,722
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の借入による収入		—	100,000	—
長期借入金の返済による支出		△26,972	△6,972	△53,944
未払金の返済による支出		△17,133	△61,222	△66,828
株式の発行による支出		△4,177	—	△4,177
上場関連の支出		△258	—	△258
財務活動によるキャッシュ・フロー		△48,541	31,805	△125,208
IV 現金及び現金同等物の増加額		△63,029	△203,455	△254,201
V 現金及び現金同等物の期首残高		892,602	638,401	892,602
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	※	829,573	434,946	638,401

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>						
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 平成10年4月1日以降取得する建物（付属設備を除く）については定額法、その他については定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table>	建物	15年	構築物	13年	工具器具備品	4～8年	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)）に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p>
建物	15年							
構築物	13年							
工具器具備品	4～8年							

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法を採用しております。 のれんについては、5年間で均等償却しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 3年間で均等償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費 3年間で均等償却しております。</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の内、当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 同左</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>5 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 同左</p> <p>(2) 社債発行費 3年間で均等償却しております。</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の内、当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 同左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 金利スワップ 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引について、特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。</p> <p>7 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 —————</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 —————</p> <p>③ ヘッジ方針 —————</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 —————</p> <p>7 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 金利スワップ 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引について、特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,583,181千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,286,566千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間において、「営業権」として掲記されていたものは、当中間会計期間から「のれん」として表示しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(中間キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間会計期間まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の資産の減少額(△増加額)」に含めて表示しておりました「前払費用の減少額(△増加額)」は、当中間会計期間において金額的重要性が増したため区分掲記しました。なお、前中間会計期間の「前払費用の減少額(△増加額)」は△81,041千円あります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 消費税の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※1 消費税の取扱い 同左	※1 消費税の取扱い —————

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 82千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 546千円 雑収入 605千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 475千円 雑収入 573千円
※2 営業外費用の主要項目 支払利息 2,815千円 新株発行費償却 1,804千円 社債発行費償却 1,533千円	※2 営業外費用の主要項目 支払利息 3,215千円 新株発行費償却 1,147千円	※2 営業外費用の主要項目 支払利息 6,088千円 新株発行費償却 3,641千円 社債発行費償却 3,066千円
※3 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入額 13,311千円	※3 特別利益の主要項目 —————	※3 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入額 4,229千円
※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 83千円	※4 特別損失の主要項目 リース解約損 2,629千円	※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 83千円 リース解約損 1,960千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 4,283千円 無形固定資産 64,934千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 4,060千円 無形固定資産 90,741千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 9,321千円 無形固定資産 156,294千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	19,578	39,156	—	58,734
合計	19,578	39,156	—	58,734

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加39,156株は、平成18年4月1日付けで行った株式分割によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計期間末残高 (千円)
			前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	平成16年新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成17年新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	58,734	—	—	58,734
合計	58,734	—	—	58,734

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計期間末残高 (千円)
			前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	平成16年新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成17年新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	19,578	39,156	—	58,734
合計	19,578	39,156	—	58,734

（注）普通株式の発行済株式総数の増加39,156株は、平成18年4月1日付けで行った株式分割によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成16年新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成17年新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
※ 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年9月30日現在） （千円） 現金及び預金勘定 <u>829,573</u> 現金及び現金同等物 <u>829,573</u>	※ 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年9月30日現在） （千円） 現金及び預金勘定 <u>434,946</u> 現金及び現金同等物 <u>434,946</u>	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年3月31日現在） （千円） 現金及び預金勘定 <u>638,401</u> 現金及び現金同等物 <u>638,401</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械装置	817,433	369,718	447,714	機械装置	597,219	269,280	327,939	機械装置	757,863	368,123	389,740
工具器具備品	455,799	287,051	168,747	工具器具備品	420,183	335,336	84,846	工具器具備品	421,404	297,012	124,391
合計	1,273,233	656,770	616,462	合計	1,017,402	604,616	412,785	合計	1,179,267	665,135	514,132
② 未経過リース料中間会計期末残高相当額 1年以内 273,594千円 1年超 405,680千円 合計 679,274千円				② 未経過リース料中間会計期末残高相当額 1年以内 181,669千円 1年超 276,307千円 合計 457,977千円				② 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 229,026千円 1年超 340,113千円 合計 569,140千円			
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 126,246千円 減価償却費相当額 132,275千円 支払利息相当額 6,082千円				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 146,339千円 減価償却費相当額 130,904千円 支払利息相当額 5,617千円				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 271,838千円 減価償却費相当額 265,326千円 支払利息相当額 12,579千円			
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左			

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

項目	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	250,785
合計	250,785

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

項目	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	250,785
合計	250,785

前事業年度末 (平成19年3月31日)

時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

項目	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	250,785
合計	250,785

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、ヘッジ会計における特例処理を採用しているため、注記の対象から除いております。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、ヘッジ会計における特例処理を採用しているため、注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<p>1株当たり純資産額 26,955円11銭</p> <p>1株当たり中間純損失金額 1,136円79銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりであります。</p>	<p>1株当たり純資産額 16,384円54銭</p> <p>1株当たり中間純損失金額 5,520円44銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。</p>	<p>1株当たり純資産額 21,904円97銭</p> <p>1株当たり当期純損失金額 6,186円93銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりであります。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="108 822 308 853">前中間会計期間</th> <th data-bbox="312 822 507 853">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="108 860 308 927">1株当たり純資産額 26,250円52銭</td> <td data-bbox="312 860 507 927">1株当たり純資産額 28,091円90銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 934 308 1070">1株当たり中間純利益金額 557円25銭</td> <td data-bbox="312 934 507 1070">1株当たり当期純利益金額 2,197円55銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="312 1077 507 1218">潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 2,167円90銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 26,250円52銭	1株当たり純資産額 28,091円90銭	1株当たり中間純利益金額 557円25銭	1株当たり当期純利益金額 2,197円55銭		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 2,167円90銭		<p>1株当たり純資産額 28,091円90銭</p> <p>1株当たり当期純利益金額 2,197円55銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 2,167円90銭</p>
前中間会計期間	前事業年度									
1株当たり純資産額 26,250円52銭	1株当たり純資産額 28,091円90銭									
1株当たり中間純利益金額 557円25銭	1株当たり当期純利益金額 2,197円55銭									
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 2,167円90銭									

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純損失(千円)	66,768	324,237	363,383
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	66,768	324,237	363,383
普通株式の期中平均株式数(株)	58,734	58,734	58,734
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(新株予約権の数910個)	新株予約権(新株予約権の数910個)	新株予約権(新株予約権の数910個)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第11期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年8月30日関東財務局長に提出
事業年度（第11期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞

業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。